

合同会議の検討事項と進め方について

1. 目的

エネルギー基本計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）において「2030 年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB 基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、整合的な誘導基準・住宅トップランナー基準の引上げ、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを遅くとも 2030 年度までに実施する。」とされており、今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方（第三次答申）及び建築基準制度のあり方（第四次答申）について（令和 4 年 2 月 1 日、社会資本整備審議会）において、省エネ基準の段階的引上げを見据えたより高い省エネ性能の確保を図るため、住宅トップランナー基準の引き上げを図ること等とされている。これらを受け、既に大規模非住宅の省エネ基準の引上げ（令和 6 年 4 月 1 日施行）、分譲マンションのトップランナー基準の設定（令和 5 年 4 月 1 日施行）が行われたところである。

こうした状況を踏まえ、引き続き、住宅・建築物の省エネルギー性能等に係る基準を整備する必要があることから、合同会議において検討する。

2. 検討事項

- （１）中規模非住宅建築物の省エネ基準の見直しについて【審議】
- （２）住宅トップランナー基準の見直しについて【審議】

3. 検討体制

2.（１）及び（２）については、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）において定める基準に係る事項であることから、「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会 建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループ」及び「社会資本整備審議会 建築分科会 建築環境部会 建築物エネルギー消費性能基準等小委員会」の合同会議において検討を行う。

4. 検討の進め方

（令和 6 年）

6 月 3 日 2 省合同会議

（～パブリックコメント～）

<公布・施行予定時期>

（令和 6 年）

秋頃 公布（2.（1））

（令和 7 年）

春頃 公布・施行（2.（2）住宅トップランナー基準）

（令和 8 年）

春頃 施行（2.（1）中規模非住宅建築物の省エネ基準）